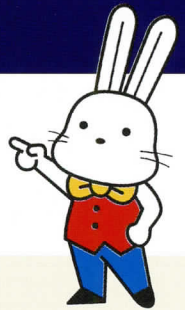


コンベンション開催補助金制度のご案内

県と市 ダブルで助成!!



福島市コンベンション開催補助金制度

福島市の支援

本市の知名度向上と交流人口の拡大及び地域経済の活性化を図るため、市内でコンベンション等を開催した主催者に対し、市内延べ宿泊者数に応じて、経費の一部を補助いたします。

※申請期間、補助内容等が年度によって異なる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

対象事業の主な要件

- ①東北大会規模以上であり、かつ、市内宿泊施設の延べ宿泊者数が100人以上のコンベンションであること。
- ②1泊2日以上のお会期中で開催されるコンベンションであること。
- ③国又は地方公共団体の主催事業でないこと。
- ④市が別途補助金や交付金を交付する事業でないこと。
- ⑤政治活動、宗教活動、営利目的でないこと。
- ⑥施設の使用にあたり、市より別途使用料の減免を受けていないこと。

補助金額

市内延べ宿泊者数	補助限度額
100人～199人	150,000円
200人～299人	300,000円
300人～	500,000円

対象経費の総額に補助率（1/2以内）を乗じて算出した額、又は、補助限度額のどちらか低い額を予算の範囲内で補助します。

問い合わせ先
申請先

福島市観光コンベンション推進室 〒960-8601 福島市五老内町 3-1

TEL 024-525-3722(直通) FAX 024-535-1401 E-mail:kankou@mail.city.fukushima.fukushima.jp

福島県コンベンション開催支援事業

福島県の支援

福島県においても、下記のとおり補助制度がございます。

福島市の補助金とあわせて交付を受けることも可能ですので、ぜひご活用ください。

※条件によっては、福島市あるいは福島県の補助制度のみ対象となる場合がございます。

※申請期間、補助内容等が年度によって異なる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

国内コンベンション開催補助金制度

対象事業の主な要件

- ①他県からの来客が見込まれる東北規模以上かつ延べ宿泊者数100人以上の大規模コンベンション（会議、討論会、講習会等）であること。
- ②1泊2日以上のお会期中で開催されるコンベンションであること。
- ③本県の産業の振興または、学術、芸術、文化の向上に寄与するコンベンションであること。

補助金額

市内延べ宿泊者数	補助限度額
100人～ 199人	150,000円
200人～ 299人	300,000円
300人～ 499人	500,000円
500人～ 999人	1,000,000円
1,000人～1,499人	1,500,000円
1,500人～	2,000,000円

その他、国際コンベンション開催補助金制度、エクスカージョン開催費補助金制度もございます。

詳しくは下記までお問い合わせください。

問い合わせ先
申請先

公益財団法人福島県観光物産交流協会 〒960-8053 福島市三河南町 1-20(コラッセふくしま7階)

TEL 024-525-4024 FAX 024-525-4087 <http://www.tif.ne.jp/houjin/>

電話受付時間 8:30～17:30(土・日曜日・祝日を除く)